

ひとり親世帯臨時特別給付金の 給付申請はお済みですか？

ひとり親世帯臨時特別給付金の**基本給付の支給を受けた方で、
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方**

さらに、追加給付として1世帯当たり**5万円**が受け取れます。

●対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当受給者で、ひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた方
- ②公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方でひとり親世帯臨時特別給付金の基本給付の支給を受けた方
※児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部又は一部停止されたと推測された方も含みます。
※これから基本給付の申請を行い、給付金の支給を受ける予定の方も対象です。

**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した
ひとり親家庭の方**

1世帯当たり**5万円**が受け取れます。(第2子以降1人につき**3万円**を加算)

●対象者

- ①令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
※収入基準額（親1人、子ども1人の世帯の場合）：365万円未満
※令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象です。
※「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含みます。
- ②児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方
※平成14年4月1日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は平成12年4月1日以降）に生まれたお子さんが対象です。

申請期限：令和3年2月28日(日)

※窓口での受付は2月26日(金)まで。郵送での受付は2月28日(日)の消印有効。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 担当：榎本
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891